

半導体拠点推進調整会議設置要綱

(設置)

第1条 農振除外を伴う開発案件（半導体関連企業、住宅団地）について、農業振興と企業進出の両立を図りつつ、企業進出やそれに伴う住宅団地の整備を迅速かつ円滑に進めるため、市町村と協力し、農用地の集団化や農業の効率化に支障がないよう、進出企業や住宅を集約・誘導することを目的として、半導体拠点推進調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、半導体産業の集積が進む地域の市町村の土地利用調整を支援するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市町村からの土地利用調整に係る相談・調整を一元的に受け付け、必要な助言を行う。
- (2) 農振除外を伴う開発案件（半導体関連企業、住宅団地）に係る情報共有、進捗管理を行う。
- (3) 農村産業法等の特例法を活用した進出企業の集約・誘導を働きかける。
- (4) 関係法令等を含めた研修を実施する。

(組織)

第3条 調整会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 調整会議の幹事、副幹事を置き、幹事は会議を主宰し、必要に応じて招集する。
- 3 調整会議の下部組織として作業部会を置き、別表2に掲げる者をもって組織する。

(事務局)

第4条 調整会議の事務局は、農地・担い手支援課に置く。

- 2 事務局長は農地・担い手支援課長をもって充てる。

(他の者の出席)

第5条 調整会議は、必要に応じて他の者の出席を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行する。

別表 1

幹事課（事務局）	副幹事課	構成課
農地・担い手支援課長	企業立地課長 都市計画課長 建築課長	知事公室政策調整監 企画課長 環境政策課長 環境保全課長 農林水産政策課長 農村計画課長 森林整備課長 森林保全課長 商工政策課長 産業支援課長 監理課長 住宅課長

別表 2

幹事課（事務局）	副幹事課	構成課
農地・担い手支援課担当班長	企業立地課担当班長 都市計画課担当班長 建築課担当班長	知事公室担当班長 企画課担当班長 環境政策課担当班長 環境保全課担当班長 農林水産政策課担当班長 農村計画課担当班長 森林整備課担当班長 森林保全課担当班長 商工政策課担当班長 産業支援課担当班長 監理課担当班長 住宅課担当班長